

(案)

冷泉小学校跡地活用協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、冷泉小学校跡地の活用に向けて、跡地活用の実現手法等を示す「冷泉小学校跡地活用方針」の検討を行うにあたり、参考となる意見を聴取する「冷泉小学校跡地活用委員」（以下、「委員」という。）及び委員の意見聴取を行う「冷泉小学校跡地活用協議会（以下、「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員の選任)

第2条 委員の人数は14名とし、委員は住宅都市局長（以下、「局長」という。）が依頼及び選任する。

2 委員は、再任することができる。

(委員への委嘱事項)

第3条 局長は、次の事項について委員から意見を聴取する。

- 1 冷泉小学校跡地活用方針に関すること。
- 2 その他、局長が必要と認めること。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から冷泉小学校跡地活用方針策定の日までとする。ただし、特別の事由があると認められるときは、別に任期を定めることができる。

(協議会)

第5条 局長は、委員の意見聴取を行うために協議会を開催することができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 協議会では、委員の互選により委員長及び副委員長を選任する。

- 2 委員長は協議会を主宰し、協議会の議事進行に必要な事項を定める。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたときは副委員長がその職務を代行する。

(情報公開)

第7条 協議会は、原則として公開とする。ただし、特定の法人または個人の情報であって、公にすることにより、当該法人または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（以下、「非公開情報」という。）に触れる場合や、契約、交渉または争訟に係る事務に関し、市または国等の財産上の利益または当事者としての地位を著しく害するおそれがある等、協議会を非公開とすべきであると局長が認めたときは、協議会を非公開とすることができる。

- 2 議事録については、前項で規定する非公開情報を除き、その概要を公開する。
- 3 協議会の傍聴に係る手続き、その他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

(守秘義務)

第8条 協議会を非公開で行う場合は、委員及びその他協議会に出席した者は、協議会において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、局長がこれを定める。

附 則

この要綱は、2019年3月28日から施行する。